

第 7 3 号議案

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する
条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
(昭和 6 3 年足立区条例第 4 0 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「又は」を「、又は」に改め、同
条第 2 項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 足立区職員の定年等に関する条例第 9 条の規定により同条第
1 項に規定する異動期間 (同条の規定により延長された期間を含
む。)を延長された管理監督職を占める職員

付 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条
例案を提出いたします。